

2月は「相続登記はお済みですか月間」です。

相続登記に関するご相談は 専門家である司法書士に ご相談ください。

ちょっと司法書士に
相談してみませんか

相続はだれにでも起こることです。それも突然に…。

相続登記は期限が定められていないため、そのまま放置される場合がございます。

相続した不動産が亡くなった人の名義のままだと、売却時に手続きがスムーズに進みません。また、相続人が死亡すると、新たな相続人が現れ権利が複雑化し、時間、費用が余計にかかります。

もしもの時に備え、早めの相続登記をお勧め致します。



この機会にお近くの司法書士事務所(長崎県司法書士会ホームページから検索可) または、下記の相談センターへ

司法書士総合相談センター ☎095-823-4895 (平日17時まで)

くらしの法律家 長崎県司法書士会 長崎県司法書士会 検索

お気軽に
ご相談ください。